

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成26年7月17日午後2時00分～4時00分

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 女性 50代（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 女性 50代（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 _____（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 _____（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 男性 50代（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 男性 60代（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 男性 60代（以下「7番」と略記）

司会者 栃 木 力（水戸地方裁判所長）

裁判官 北 村 和（水戸地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 岡 村 佳 明（水戸地方検察庁検事）

弁護士 白 岩 大 樹（茨城県弁護士会所属）

議事要旨

司会者

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。私、今回の司会を務める水戸地方裁判所長の栃木でございます。よろしく申し上げます。

私は、ここ3年ほど裁判員裁判には関与していませんけれども、制度が始まった平成21年5月から2年ほどは、千葉と東京で裁判員裁判をやっておりまして、全部で30件ほど経験しております。本日も、裁判員経験者の方からいろいろご意見を聞かせていただきますが、制度施行当初のころと、どのくらい、どんなふうに変ったのか、皆さんから率直なご

意見を聞くのを非常に楽しみにしておりますので、よろしく申し上げます。

本日は、今から2時間ほどの時間を予定しております。最初の1時間半から40分ぐらいで、皆様から裁判員裁判についてのご意見を伺いまして、残りの20～30分で記者の皆さんから質問する、そういう進行で進めたいと思います。

本日の意見交換会は、裁判員裁判の審理が裁判員の皆さんにとって分かりやすいものになっているかどうか、また、分かりやすいものにするためにはどのような改善が必要かという点について、実際に裁判員裁判を経験した方から率直な意見を聞いて、今後の審理に生かしたいという趣旨ですので本当に遠慮せずに、率直なご意見を申し上げます。

また、裁判員裁判の運用改善を検討するということのほかにもう一つ、この意見交換会の趣旨として、まだ裁判員になっていない方から見ると、これは一体どういう制度なんだろうとか、裁判員裁判に参加してもちろんと審理の内容を理解できて、ちゃんと判断できるんだろうかというような心配をなさっている方もいらっしゃると思うんです。今年、最高裁が実施したアンケートによれば、全体の85%の人が「できれば参加したくない」と答えているんですが、実際、裁判員、それから補充裁判員を経験した方のアンケートによりますと、95%以上の方が「よい経験をした」という意見を寄せられておりまして、まだまだ裁判員裁判というものをよく分かっていただけではないから、できれば参加したくないという意識を持っているのかとも思いますので、そのあたりについても裁判員を実際に経験した方から、どんな制度なのか、一般の方たちが参加できないような難しいものなのかどうかということについて、生の声を聞かせていただければ、一般の方々もこれから裁判に参加する上における不安などが払拭されるのではないかと思います。その趣旨でも率直なご意見を申し上げます。

それで、まず検察官，弁護士，裁判官のほうから，簡単な自己紹介をお願いしたいのですが。

検察官

水戸地方検察庁の検事の岡村と申します。初めましてといたしますか，本日，対象になっている事件につきましては，いずれも，ほか1名の検察官と一緒に担当させていただきましたので，もしかしたら顔を覚えていただいているかもしれませんが。このような座談会には何度か出席させていただいているんですが，毎回，非常に勉強になっております。今回につきましても，今回は全て関与している事件だということもありまして，忌憚ない意見をいただければと思います。これを検察庁のほうにも持ち帰り，今後の糧にもしたいというように考えておりますので，本日はどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士

初めまして。私は，茨城県弁護士会所属の弁護士の白岩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は，これまで裁判員裁判を5回経験しておりまして，いつもどのようにしたら裁判員の皆様，裁判所の皆様に分かっていただけるのかということを経験に，心を砕きながら接しております。私は，裁判員経験者の皆様から直接お話を伺うのは初めてですが，本日は皆様からの生の声を伺いまして，今後，自分のみならず，その情報を持ち帰り，弁護士会全体としてよりよいものにしていき，今後の裁判員裁判の充実を図っていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

裁判官

水戸地方裁判所の裁判官の北村と申します。よろしくお願いいたします。

私は，この4月にこちらの裁判所にまいりまして裁判長をさせていただいております。水戸の裁判所では，Aという裁判体のチームとBというチ

ームに分かれていまして、私は、Aという裁判体の裁判長をやらせていただいております。

本日お集まりいただいた裁判員経験者の方は皆さん、Aチームのほうの事件を担当されたと聞いております。私は4月からですので、皆さん方とは初めてお会いする形になります。これからいろんなご意見をいただくかと思うんですけども、ささいなことでも結構ですので、ここを変えた方がいいんじゃないかとか、ここはちょっと気になったという点をなるべく思い出していただいて、この場で教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

司会者

全体的な流れとして、法廷での審理についての感想や意見、それから評議に関する感想や意見、それから、裁判員裁判に参加することについて、職場の休みはどうだったかとか、いろいろそういう負担の問題もあると思うんですが、その点についていろいろ、これからお聞きしようと思います。まず最初に全体的な感想や特に印象に残ったことについて、お話していただけたらと思います。

なお、これから、1番さん、2番さん、3番さん、4番さんということで番号で呼ばさせていただきますのでよろしく願いします。

まず1番さんは、離婚された夫婦の元夫が、元妻と3人の娘が暮らすアパートに放火したけれども、こたつ布団の一部などを燃やすにとどまったという、現住建造物放火未遂事件を担当したということですね。

1番さん、何か印象に残ったことがありましたらお願いします。

1番

まず、先に印象に残ったことということで、たしか一番最後に裁判長が判決理由を読み上げて、その後に、被告人に、分かりましたかとか、どうするつもりですかとか、何かちょっとそのようなニュアンスの、ちょっと

言葉自体ははっきり覚えてないんですが、そういうことを4回、5回、お聞きになったんですね。とにかく私、しつこいなー、何でそんなにしつこく聞くんだろうっていうふうに思ったんです。評議室に戻ったときに裁判長が、何度も何度もしつこく聞きましたが、やはり自分の言葉で、これからのこととか、どういうふうにしたらいいのかということを中心に述べてほしいんです。そのために何度も聞きましたっておっしゃったのを聞いて、ああ、そうなんだって。

つまり、ただ刑を言うだけじゃなくって、その人の中に自意識というかそういうものを芽生えさせるところまで、裁判官というのは考えているんだなあというのがすごく印象的でした。

裁判員を経験した感想は、私は、裁判員裁判が始まるという当初のときから、チャンスがあったらやりたいなってずっと願っていたので、願いが通じて、去年ですから4年目ですか、4年目にやることができたんですが、私は、興味はあっても一度も裁判所に足を運んだこともないし、見たこともなかったので、裁判の進め方とか審理の進め方とか、検察官が、いかにもこいつは悪いやつだっていうような感じで述べるところとか、弁護人が、いや、この人はこんな気が弱い、かわいそうな人なんですよというような感じで述べているところを目の当たりに見て、とても、すごい言葉は軽薄なんですけど、おもしろいなあと思いました。だから、チャンスがあったらまたやってみたいなと思ったんですが、なかなかそのことを私の周りの人に伝えるチャンスはありませんでした。

というのは、やったんだということは伝えられても、その深い内容っていうか、どんなだったかっていうのは、みんな聞いちゃいけないと思っているせいか、あんまりその話題を振ってくれないし、こちらも、それを話すためにそこの集まりに行ったわけではないので、話すチャンスは余りありませんでした。

ただ、ずっと新聞などで、裁判員の人がものすごく精神的にストレスを感じて弱ってしまうっていう報道が多くて、そうなのかなと思ったんですが、裁判長が、裁判所の中の法廷で見たり聞いたりしたことは全て公になっているんだから、どなたに話しても構いません。話していけない守秘義務があるというのは、評議室の中で誰が何を言ったかということだけは守秘義務の中に入っていますので、それだけは心してくださいというように明確におっしゃったので、そういう意味では全然ストレスを感じなかったんです。死刑を宣告するような裁判を経験なさってる方はそれなりのストレスはあると思うんですけども、抱え込まないで、おうちの方などに、被告の人はこんな人でねとか、こんなふうに思ってたんだってとかって言っていいんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。

2番さん、3番さん、4番さんは、同じ事件を担当したということですね。これは男女関係が原因なんですけれども、元交際相手の女性の胸とか腹を果物ナイフで刺したという殺人未遂事件を担当してくださいました。では、お願いします。

2番

裁判員を経験して、まずは、やはり皆さんおっしゃるように、とてもよい体験をさせていただいたっていう、そんなに恐れることでもないし、ぜひ皆さん、積極的にやってほしいなと思う、というのが今の感想です。

事件に対しては、被告人は否認していたので、殺意があるかどうかということが問題となり、殺意は認められたのですけれども、懲役年数とかそういうのを決めるのが大変難しく、ずっと被告人が上告したのかとか、その後どうなったかというのは気になっていました。

あとは、やはりその裁判の、公判の中の事実だけで有罪か無罪かを決め

るといのはとても難しいことだなと思いましたし、裁判長から、単元ごとではないですけども、今度の公判はどういう人が出て、どういうことをやりますとか、ここではこういうふうにやりますとか、その回ごとに丁寧に説明があつて、それはとても分かりやすかったですけれど、やはりみんな、これからも大体みんな初めての人で、大体1回で終わってしまうと思うんですけども、それを裁判ごとにやっていくのは大変だなとちょっとと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。

3番さん。

3番

裁判員というのをやはり経験してみても初めて、どのようなことかっているのが分かったので、やらないうちに、やらないほうがいいのか世間の方はおっしゃっているようですが、まずは経験してから批判なり意見なりされればいかなと思います。私は経験してみてもよかったです。

あとは、会社のほうですが、直属の上司が裁判員とかそういうことに余り詳しくなかったもので、裁判員裁判に参加するに当たって、反対とかではないんですけども、書類的な面などでちょっといろいろありました。でも、本社の担当者が把握してたようで、後からその上司に、公務っているか、そういうのを与えられるというようにしてもらったので、それは助かりました。上司も初めてのことだったので、やはりとまどったとは思いますが、とにかく経験してみてもよかったです。

司会者

ありがとうございました。

4番の方、よろしく申し上げます。

4番

最初に被告人を見たときに、すごく好青年に見えたんですよ。でも、その人の、事件性、内容がわかってくると、被告人にも、おかあさんにも被害者にも質問しましたが、こんなふうにして、最後、やっぱりこうなるんだなというような感想ですね。

あと、その評議してるときの内容の、押しくらまんじゅうみたいなあれが、とても苦しかったような感じがします。

それに、刑を決めるときあの深刻な、その人の一生を決めるというのは大事だなと思いました。

司会者

ありがとうございました。

5番さん、6番さんは同じ事件を担当していただいて、これは奥さんの留守中に自殺目的で自宅に放火して、うちを全焼させてしまったという現住建造物放火の事件です。5番さん、お願いします。

5番

感想ですが、やはり一番最後の判決を言った後、執行猶予がついて、被告人の方に更生しますというような表情が少し見えたような感じがしたとき、裁判所は刑の重さを決めるだけじゃなくて、その先のことも含めて、更生してもらいたいという願いも込めて判決をしているのかなと思いました。

私は、以前に証人として裁判所に来たことがあるんです。今回の事件と同じ現住住居放火事件の現場にたまたま居合わせたので、証人という形で、まだ裁判員裁判が始まる前ですけども、この地裁で、証人として出たことがあります。裁判員をやらせてもらいまして、見方が変わったといひますか、いろんな見方をする中で、先ほど言いましたように、刑の重さを決めるだけじゃなくて、その次のことまで考えて、判決というのはするのかと、そうした言葉がとても印象に残っているという感じでした。

司会者

ありがとうございました。

6番さんも同じ事件を担当していますね。

6番

そうですね。私が一番この裁判を通して印象に残っているのは、ご長男さんが証人として出廷されたときの涙ですね。これが一番つらかったですね。ご長男さんが非常にまじめなご長男さんで、涙されたときに、犯罪を犯すということが、ご本人だけではなくて、その被告人を取り巻く周りのご家族に相当な精神的な負担を与えるものなんだと。やっぱりご長男さんやご長男さんのお嫁さん、お子さん、あるいは親戚の方たちの負担も相当なものになるんだらうなというところに非常に同情を感じました。

私も、全体的な感想から言えば、最初に最高裁判所から封書が来たときに、悪いこともしてないのに何なんだと思いました。そして、この場に集められたときに、60名、70名ぐらい来られたんですかね。その中で6名プラス2名ということで8名の中に選ばれたわけなんですけど、何を基準にして選んでいるんだらうなと。最初の名簿からはコンピューターで無作為に選んでいるのは分かるんですが、80人ぐらいの中で6人というのは、どういう基準で選んでいるんだらうなというのが、一つの疑問としていまだに残っています。

ただ、全体として言えることは非常に裁判所というものが自分にとって身近なものになり、判事の皆さん、それから弁護士さん、検事さんは、普通の人間なんだというのが率直な印象でした。私も今まで人生を生きてきて、法曹界の方々と直接お話しする機会というのはなかったものですから、ああ、我々と同じ普通のおじさん、おばさんなんだというのが非常に身近に感じたなど。

私も、1番さんがおっしゃったとおり、もし時間的な余裕があつて、ま

たそういう機会があれば、また違う形の事件を裁判員として再度経験してみてもいいなっていうのが率直な印象です。

司会者

ありがとうございます。

最後に7番さんは、通貨偽造と偽造通貨の行使ということで、自宅で偽物の一万円札をコピー機を使って2枚作って、その作った一万円札をホテルで女性に渡して、その一万円を使ったという事件です。

7番さん、よろしくお願いします。

7番

最初に、所長からお話がありましたように、多くの人が裁判員にはなりたくないということのように、自分もできればやりたくないと思っていました。自分の中では選任手続を欠席するという選択肢も浮かびましたけれど、逃げると後々、気持ちにしこりが残るんじゃないかなということ、選任手続だけは出ようということ、出たら、大当たりでした。

先ほど6番さんとも入る前に話をしたんですが、選ばれたとき、最初の選任手続に無作為に呼んでいるのはわかるんですが、ここに呼ばれたときに、その中でどんなふうの手続をしますよっていう説明は何もなかったんです。ここに選ばれた人は出ますよ、という説明はあったんですけど、どういう形で選びますよという説明がない。

それで私、ちょっと裁判長に、私はやりませんと別の部屋で言ったんですが、戻ってきたら私の名前が一番先にバンと出ていて、えっ、と思ったんです。

それで再度、裁判長に、私はやらないって言ったのに、何で当てたんですかって言ったんですが、裁判長から、いや、一度は経験してみてもどうですかということをおかれまして、やりました。

やった結果ですが、自分にとってはいい経験というよりは、自分が裁判

というものに抱いていたイメージですね。どういう流れでやるのかとか、そういうことに興味はあったものですから、そういう確認ができたというのは、ある意味いい機会だったのかなって思っています。また、終わった後、友達なんかと裁判員の話が出たときには、一度そういう機会があったらやってみるといいよということ言うようにはしています。

それから、自分の中では、変わったっていうか、新聞記事とかそういうものには、毎日、裁判員裁判に関しては目を通すようにしています。

司会者

ありがとうございました。

ちなみに、裁判員を選ぶとき、ガラガラポンの宝くじは町内会などではよくやりますけど、ああいう形ではやっていないんですね。今はコンピューターで行っています。

6 番

それは、6人、8人選ぶときですか。ここに集められた中から。

司会者

その80何人集められて、それから辞退を申し出た方とかを調べて、それで残った人でポンっと Enter キーを押すと、自動的にパーッと数字が出てくるんです。

2 番

それは、あくまでもデータは数字だけのデータですか。

司会者

そうですね。ですから、全く無作為です。

2 番

女性とか男性とか、年齢層とかそういうデータでしないんですか。

司会者

全然しません。

3 番

番号のみで。

司会者

番号のみです。ですから、ときどき女性だけに偏ったり、男性だけに偏ったりすることもあるんですけど、全国的に見ると、男女の割合は大体人口構成に比例していますし、年齢層も人口構成には比例しているんです。だから、7番さんは裁判長が決して当てたわけじゃないです。

ということで、皆さんどうもありがとうございました。

これから最初に法廷での審理について、皆さんの率直なご意見を伺いたいと思います。裁判員裁判では、公判廷で見て、聞いただけで分かるという、そういう審理を目指しています。ですから、検察官や弁護人は、最初に冒頭陳述とあって、この事件については、一体裁判員に何についての判断を求めるのか、どこが問題点なのか、弁護人と検察官の主張の対立点はどこにあるのか、そういう判断のポイント等について分かりやすく主張をしてもらって、証拠調べにおいては、そういう判断のポイントについて、裁判員に的確に判断をしてもらうために、問題点が浮き彫りになるようにいろいろを工夫しているわけです。書証については、その判断のポイントに焦点を当てた証拠ということで、それ以外の不要な部分は省いて、必要な部分だけに絞って、あとは写真や図面などを利用して、見て、聞いただけで分かるようにしています。

それから、証人尋問や被告人質問も、ポイントを絞って、その問題点が浮き彫りになるような形で尋問をしていく。裁判員の方が法廷で聞いているだけ、見てるだけで分かるというのが我々の目指している裁判員裁判の審理のあり方なんですけれども、このような観点から、実際に裁判員裁判を経験されて、本当にそういう審理ができたのかということで、率直なご意見を伺いたいと思います。特に、この点が分かりにくかったとか、いや、

この点は分かりやすかった、いや、もっとこの点、工夫したらいいんじゃないですかとか、いろいろあると思いますが、これは今後の審理の改善に役に立ちますので、ぜひ、皆さんから本当に率直に感じたことをお伺いしたいと思います。

どなたでも結構です。よろしくお願いします。

5 番

最初に審理の日程が4日間って決まっていたと思うんですけども、4日間って決まっているものですから、当然その中で配分というのが決まるんですよね。1日目に何やって、2日目に何やってということで決まっていくなかで、裁判員は法廷の中で、証拠なり何なり見て、聞いてっていうことをやるんですけども、どうしてもそこに時間的制約というのか、そういうのがちょっとあるのかなというふうに思いました。

司会者

例えば、5番さん6番さんの場合については、奥さんは証人としては出てこなかった、供述調書だけで調べたというところも関連しているんでしょうか。

5 番

そうですね。証拠にしる何にしるやっぱり、その公判の中でのことで判断をするわけなので、出てくる証拠の中で、検察側が出してくる証拠もそう、弁護側がそうじゃないよっていうこともそうなんですけれど。これでいいと思ってももちろん出してこられると思うんですけども、全然知らないで、そこに行って話を聞いて、物を見て、判断する材料としては、ちょっと足りなかった部分もあったのかなと感じましたね。

それともう一つは、裁判官の常識と我々みたいな市民の常識で、常識に差があるのかなというふうに思ったところもありました。

6 番

私も実は、長年連れ添っている夫婦の、奥様が夫が被告人になっているにもかかわらず、証人として出頭しないというのが率直な疑問としてありました。

司会者

奥さんの供述調書というのが出ていて、それで、多分必要なところは出ているということだったのかなと思うんですけど、裁判員としては、やっぱりそれだけじゃ足りなかったと。

6 番

そうですね、生の声を聞いて、実際にその奥さんの言っていることは本当のことなのかどうなのかって、やっぱり目を見て相手の言っていることの真意がどこにあるのかということ判断したかったなというのが思いとしてありました。

司会者

分かりました。

6 番の方は、この放火に至る経過とか動機に非常にかかわっているんで、奥さんの話を聞きたかったということでしょうか。

6 番

そうです。

司会者

7 番さんの事件では、通貨偽造行使された人の証人尋問が行われなかったということですが、その点は何か。

7 番

私は、何でこの女の方が証人に出てこないのかなと思いました。

司会者

本人から事情を聞いたほうがより分かりやすかったんじゃないかということなんですか。

7 番

はい。

司会者

それ以外の方は、実際に証人尋問を聞いて、いろいろ話を聞いていると思うんですけども、その証人尋問を聞いた結果というか感想はどうでしょうか。分かりやすかったのか、分かりにくかったのか。

2 番

別なことになってしまいますけれど、まず、最初に公判に入る前に裁判長のほうから、検事さんというのは、その犯罪を実証する、証明する、そういうことをやる方で、弁護士ってというのは、無実を証明するわけではなく、検事が証明しきれない点を実証していくっていうか、問い詰めていくのが弁護士だっていうふうに最初に話をされて、私たち一般人からいうと、弁護士ってというのは、無実を証明するとかそういう感覚でいたのですが、そういうお話を最初にされて公判に臨みましたので、検事さんと弁護士さんに対する見方というのがちょっと、この公判を体験するまでとは違いました。

あとは、証言は、本人と被害者の方と両方出てきて、そのときの被告人の表情とか、とても何か印象に残っています。それで、一番印象に残っているのは、最後に裁判員の方の中の一人が質問したことに対して、被告人が弁護士や検察官にも言っていない新事実があるっていう話をされて、いかに自分が思っているかっていう、そのことに対しての何か真実があったんですけども、やはり公判の中だけでやるっていうことは、そういうことの事実もなかなか掘り出しきれないところがあって、難しいことだなとそのときは感じました。

司会者

ほかの方はどうですか、証人尋問について。実際聞いてみてよかったと

か、いや、聞いてみても何かよく分からなかったとか、何かありましたか。

3 番

犯行時の被害者の内臓と刃物の位置関係とか、たまたま何ミリかずれていたのひどくはなかったというのを、弁護士さんが、弁護するので当たり前なのかもしれませんが、たまたまずれてただけなんですけれども、そういう殺意の意思はなかったとか、命に別状はなかったとか、そういうようなことを弁護士さんがおっしゃったのは、命の重さをもうちょっと考えてもらいたかったかなと。たまたまずれてただけだと思うんですよ、私たちからすると。本当にあと何ミリかしてたら、もっと重症になっていたのに、ちょっと命を軽く考えているんじゃないかという思いがありました。

司会者

弁護士の立場として、その辺、何かあるでしょうか。

弁護士

そうですね。殺人未遂の事件などの場合で殺意を争うとき、殺意っていくつか要件があると思うんですが、重視されるところについて、明らかに重いようなところであっても、どうしても印象を少しでも、というようになって、そういう表現をするようなこともあります。そのように言って訴えた場合、相手の方がどう思うのか、やはりそれで、こういうようにやってみようと思ったりします。

逆に、そういうことで、何言ってるんだ、こいつは、って反感を持たれる部分でもありますから、そういうところは、いつも気にはしているところなんです。ただ、その上でも、やはりどうしても争うとなった場合には、そういう主張をせざるを得ない点もやっぱりあるのかなと思います。

どうしても仕事上、ちょっとつらいなというときはありますね。こういう主張をしていいのかどうか、考えながらやっております。

司会者

この事件は、お医者さんの証人尋問がありましたよね。

4 番

はい。

司会者

1 番さんの事件も、お医者さんの証人尋問があったと思うんですが。

1 番

はい。

司会者

特に、専門家証人と言われる人の場合は、ときどき専門用語が出てきたりとか、なかなか理解しづらいついていうお話を聞くんですが、その点はどうだったでしょうか。どなたでも。

4 番

全然分からなかったですね。

2 番

お話は難しいところがあったんですけども、今の最新式のもので全て映像で実際に見せていただいたので、そういう点ではすごく、ああ、こんなに深い傷なのかとか、心臓のところのここの部分に刺さって、ここが普通はこうなのに、こうですとか、ここに血がたまっているのが分かりますとか、具体的にそういう映像で示してくれたので、そういう点では、どの程度の刺し傷なのかとか、そういうのは一般の方でもよく分かったんじゃないかなと思います。

司会者

それは、映像というとコンピュータグラフィックスですか。

2 番

そうですね。あと、CTじゃないですけど、断面図で、足から写していますとか、映像の解析ですとか、そういう実際の内臓までのを見せていた

だったので、そういう傷に関しては詳しく分かったと思います。

司会者

この点，検察官のほうは何か。

検察官

けがについては、やっぱり立体的なものをどういうふうにお伝えするのかというのが一番難しいところでして、今回、病院の先生が非常に協力してくださって、さきほどお話に出たような、3Dになっている画像を作ってくださいたり、それから、CT画像とか実際のけがの写真とかを先生と相談しながら組み合わせて作りました。

1 番

2，3，4番の方の事件は、血の出ている事件ですよ。その被害者の傷口とかそういう写真はごらんになったんですか。

今まで血とかそういうご遺体などを見ると、ショックですごいストレスになったとか、何か落ち着いていられなくなったとか、いろいろと新聞報道などでは言われているんですが、3人の方はどうでしたか。

2 番

実際に出ましたし、血のついたナイフっていうんですか、それもケースに入った状態で証拠として出てきたんですけれども、私個人としては、それほどショックというか、もともとそういう事件だっていう説明がありましたし、あとは、被害者の方が元気な姿で出てきて証言していますので、そういう点では、そういうストレスになったとか、そういうことは、私はありませんでした。

3 番

私も、別にそんなにショックというわけではなかったんですけど、本当に目の前で、評議室で証拠をケースのまま見せてもらったりしたんですけど、血もついた状態でしたが、もう乾いていたので、そんなにショックと

いうほどではなかったんです。やっぱり事実を見せてもらったほうが、正確というか公正に判断する意味ではよかったと思います。

4 番

私も、皆さんと同じ意見です。

裁判官

若干、評議のところに入るかと思うんですけども、2番さんが全体の感想を述べられたときに、裁判長から、各回ごとに丁寧な質問があったので、よく分かったんですよねっていう話があったんですが、その説明というのは、証拠の内容を法廷で聞いたら分からなかったんだけど、裁判長が説明してくれたので分かったという意味なのか、その辺はいかがですか。

2 番

日程が出されまして、その日程に基づいて、入る前に、これからやることについての説明ですね。今回は検事の方がこういうふうな冒頭陳述とかこういうことをやりますという、そういう説明をさせていただいたので。

裁判官

ほかの裁判員の方も、裁判長が説明してくれたので、やっと証言の内容が分かったとかそういう記憶とかはどうですか。そういうことなく、法廷で分かったということであればいいと思うんですけど。

6 番

法廷で分かりましたし、さらに整理ができました。裁判長の説明が加えられて。

司会者

理想から言いますと、最初に検察官と弁護人が冒頭陳述というのをやって、この事案のポイントはどこにありますよ、それについては、こういう証拠調べをするので、この証拠調べをよく見てもらえば分かりますよっていうふうに説明を最初に受けると、これについては、この人から聞くこと

になるんだな、この人から聞けば分かるんだなということが分かる。

本来、検察官と弁護人が最初の冒頭陳述をやって、何も裁判官から聞かなくても、本当は理解してなければいけないのが理想なんですけど、そういう面でどうでしょうか、やっぱり裁判官の説明がなかったら、分かりづらかったかなっていう印象なのか、反対から言うと、検察官とか弁護人の冒頭陳述で、この事案のポイントはここにある、これについてはこういう証拠で立証していますから、ここで注目して聞いてくださいというような説明が不十分だったのか、その辺はどうですか。特に、これから検察官と弁護人が冒頭陳述のあり方を考える上で、非常に重要な点かなと思われるので、ご意見がありましたら。

5 番

法廷に入る前には、これからやることについて、裁判長がよく話してくれたと思います。これからはこういうことをやります、こういうことから話を聞きますという話をしてくれたので、ポイントをその中で、裁判員になられたみんなが恐らく分かっていたと思います。

司会者

それは、裁判長がうまく説明してくれたから分かったのか、それとも、もともと検察官と弁護人がきちっとした冒頭陳述をしてくれたので分かったのか。

5 番

最初に今から何をやるかということ説明がなければ、理解度は、どうでしょうね、100%とはいかないと思います。

これからこういうことをやりますという話をきちんとしてくれたので、それに対して、話を聞いたという点はあると思います。

司会者

その点について、ほかの方のご意見はどうですか。

つまり、これから何のための証拠調べをするかという目的ですね。この証拠は何の証人なのかとか、証拠なのかということ、きちっと説明してもらえたからよかったのか。

7 番

その説明がなくて、いきなり入って、じゃあ、冒頭陳述始まりますって言われて、そこで初めて分かるわけですよ。我々裁判員以外は、公判前の整理手続でみんなもうそういう事件経過は分かっているわけです。そこに、ポンッと入って、はい、じゃ、一緒にやりなさいと言われても、それはやっぱりある程度の簡単な説明といえますか、それがなかったら、やはりちょっと難しいと思います。その点はすごく分かりやすく、丁寧に、すごい、いない人を褒めるのもあれですけど、本当に丁寧な説明はありました。

それから、冒頭陳述が始まりまして、まず検察官が話をされて、説明画像はカラーだったと思いますが、素人でもすぐ分かるようなものでした。説明自体も大きな声で、すごくはっきりしていたので、非常に我々にはよかったかなと思っています。

恐らく検察官の場合には、組織としてある程度対応するというのが基本にあるんだと思うので、すごく分かりやすかったんですが、戻ってきたら、何人かの方が、弁護人の方が言っていることがよく聞き取れなかったということをおっしゃっていたので、自分だけじゃなかったんだなということがありました。

司会者

ありがとうございました。

検察官、弁護人は評議の中身は全然分かりませんので、評議の秘密を言っていたら困るんですけど、進め方とか雰囲気はどうだったのか、自分の意見をきちんと言えたかどうか、十分議論が尽くせたかとか、その

辺の点はどうでしょうか。

7 番

素人が量刑を決めるということは、すごく難しいと思います。やはり専門的な知識はないわけですし、刑法で無期懲役、私が担当した事件の場合には、無期懲役または3年以上の懲役だといっても、素人で、じゃあ何年だというのは全然分かりませんよね。評議に入るときに、評議そのものはすごく、雑談から裁判長がいろいろ話してくれて、そのままの感じが入っていたので、皆さん活発に意見も出たと思います。

求刑は、一つの基準といいますか、それは、やはり検察官の求刑を基準とした場合に、自分の中で一応、まず最初に求刑を上回るほど悪質なのかどうかというのと、それから二つ目としては、本人は本当に心から反省しているのかというのと、それから三つ目に、今後の更生が期待できるのかというのを自分の中で考えて、じゃあ、そういう求刑が妥当なのかどうか。それから、今までの判例っていか事例がこのくらいですよっていうようなことで、私も、じゃ、これしかないなというところで、自分では正しい判断だったというふうに思います。だから、やはり一番皆さんが苦労するのは、この量刑のところだと思います。

司会者

その点、皆さんにお伺いします。最終的な量刑が結構大変だったというようなご意見なんですけど、その点、何かこうしたらいいんじゃないかなどありますか。

検察官の求刑、弁護人も、求刑に対して量刑の意見を言いますが、それも含めて、どうやって量刑を判断したか、難しさとか、何かありましたら。

6 番

非常によかったなと思うことは、例えば裁判長と皆さん、結論を例えば一定の方向に恣意的にリードするのかなという正直、疑問もちょっとあつ

たんですが、全くそういうことはなくて、あくまで活発な意見の中で一定の方向を導き出せたと。だから、量刑に関しては、それ以前の判例についても非常に詳しい説明があったので、このぐらいでやっぱり妥当なんだろうなというところで判断はできたかなと思います。

だから、そういう意味では、私の場合は苦しんだというか苦勞したというか、そういう印象はないですね。

司会者

量刑の資料を多分示されているとは思うんですね。それも結構、判断の根拠にはなっていたんでしょうか。

6番

そうですね。根拠になっていましたね。

司会者

ありがとうございました。

他に、何かご意見ございましたら。

1番

私の事件は放火未遂で、こたつ布団がちょっと焦げただけなのに、でも実際には懲役3年っていう罪を科せられる結果になるっていう、そのアンバランスさっていうのが、素人にはなじめないというか、難しかった最大のところでした。

2番

私も、裁判員を引き受けるまでは、量刑まで決めるっていうのは思っていなかったんです。だから、罪があるかどうかだけで、罰のほうまで裁判員が決めるっていうのは、受けてから分かったような状態で、とても難しいことかなと思いました。

実際にその量刑をどうするかっていうときに、似たような判例とか、過去何年間かの量刑がどういうふうに出たかっていうグラフを出していただ

いて、大体このくらいじゃないかっていう認識でいったので、そのデータがなかったら、一般の人にはちょっと量刑を出すというのはなかなか難しいことだと思いました。

それで、その後に、刑務所に入っていた日数を引くかとか、賠償はどうするかとか、裁判の費用はどうするかとか、そういうところまで決めるというのも、ちょっと考えていませんでしたし、えっ、こんなとこまでやらなきゃならないのかなって、そういう印象は受けました。

司会者

ちなみに、この事件は、検察官の求刑が8年で、弁護人が執行猶予の量刑意見を出しましたが。

2番

そうです。

司会者

両者からそういう意見を聞くというのは参考になりましたか。

2番

あくまでも弁護人と検察官の意見ということであって、決めるに当たっては、余り私の中ではなかったかなと。量刑に関しては、過去のデータに基づいてのほうが私の中では強かったと思います。

司会者

ありがとうございました。

4番

検察官の方が懲役8年で、弁護人の方が執行猶予。私がとても残ったのは、刺した後に逃げたっていう、そればかり頭にあって、自分だったらどうしようと、それで許せなかったというのはちょっとありましたね。

司会者

量刑データのようなものは、かなり参考になりましたか。

4 番

はい。

5 番

検事さんは実刑を求めるのが当然ですし、弁護士さんは、刑を減刑する、それが仕事ですから、量刑をそういう中で決めなきゃならないんですけども、一番最初に言いましたように、自分の中では一度、証人として法廷に立ったことがあって、そのときのことがどうしてもあるわけです。同じ行為で同じ罪なんですけども、ちょっとしか燃えなかったやつと、全焼するくらいな火災でも、量刑としては同じだということでは、そういうものなのかなというところがありました。

司会者

裁判員裁判に参加するにおいて感じた負担の問題なんですけど、守秘義務のこととか、上司の理解があったから、ちゃんと問題なくできたとか、いろいろあったようなんですけれども、裁判員裁判に参加するにおいて、こういうところが負担になったから、この辺についてもっと考えれば、もっと参加するかもしれないという、何かそういう要望等がありましたら、ご意見を伺いたいと思います。

あと、守秘義務の話もご意見をいただければ、我々も今後の参考になるので、ご意見がございましたらよろしくお願いします。

2 番

私は電車で30分かかるところなんですけど、それでもその事件の裁判員や補充裁判員の中で一番近いところだったんですね。皆さん遠くからいらっしゃる方が多くて。それにもかかわらず、同じ市町村でも居住している位置によっては、宿泊費が出るとか出ないとか結構厳しい。税金を使っているのじゃないんでしょうけれども、そういう中で、やはり車でなきゃ来れないとか、そういう方ですと、余り運転し慣れていないとか、

そういう方もいらっしゃるでしょうし、そういう中で、毎日6日間、朝早く、それで終わってから、また1時間以上かけて帰る、それを繰り返すのは、すごい負担がかかると思うんです。

たまたま私は駅から近いので30分でもそれほど負担じゃないほうなんだなと思って諦めたんですけれども、そういうことを考えると、例えばちょっと長い間には、1日ぐらいは宿泊してもいいよとか、そういうようなことはあってもいいのかなと思いました。

実際に自費で宿泊されているという方も何人かいらっしゃったようなので、そういうところをもうちょっと考慮していただけると、いいかなと思います。

司会者

分かりました。裁判所だけでは解決できない問題なのですが、参考にさせていただきますと思います。

6番

私も正直、最初の2日間ぐらいは、かなり疲れしました。評議をやる場所も、例えば昼休みをとりますよね。昼休みに、たしかBGM一つないんです。スマホで聴けば、それはそれでいいんでしょうけど、お互いに素性を全然知らない8人が集まっているわけです。名前も知らない。名前呼び合うこともないし、お互いに、せいぜい、どの辺から来ていますか、ぐらいの会話です。その中でやるわけですよ。それってすごいストレスでして、お茶はあるんですが、もう少しBGMだとか、そういうものを配慮してほしいなというのが一点と、あと、私、電車で1時間、それから駅に出るまで車で20分くらいかかるんですが、特急料金、だめでした。もちろんグリーン車もだめですよ。グリーン料金1,000円ぐらいなものですけれども。帰りなんか2日間ぐらいい、もうぐったりなんですよ。それで、水戸から乗りますから学生も乗るし満員なんです。せめて、じゃ、帰りだ

けはグリーン車に乗ってくださいとか、そのぐらいの配慮は税金の無駄遣いには私はならないと思います。

公務員に準じるということじゃなくて裁判員の独自のものを作ってください。そのぐらいの配慮は絶対必要だと思います。

1 番

私も、月曜から金曜日、5日間でしたが、守秘義務がすごく徹底していて、結局今もそうですけど、番号とかAさんとかBさんとかそういう形で公表されていて、自己紹介も一切なかったですし、私はたまたま帰りの電車が一緒の方がいらしたので、お名前はわからなくても、ちょっとおしゃべりして帰ったりできたんですが、でも、普通は人間が集まったら、名前とどこに住んでいるぐらいは言ってもいいんじゃないでしょうか。そのほうがある程度交流ができる。例えば、どこどこに住んでます。じゃ、一緒に帰りませんかって声を掛けられたりとかできて、もうちょっとストレスが軽減されるのではないかなと思いました。ただ、名前を言いたくないとか、住んでいるところを知られたくないって方もいらっしゃるのかもしれないので、それは、ちょっと希望制になるのかなとは思いますが、名前と居住地ぐらいは守秘義務に入らなくてもいいんじゃないかと思いました。

裁判官

評議室の中で、番号とか、Aさん、Bさんと呼ぶのは、やっぱり私自身はちょっと抵抗があったので、4月以降は、最初にお昼休みにごはんと一緒に食べますよね。あのときに、皆さんに了解をとって、お名前を名札に書いてもらっています。ふりがなを振ってもらって。自己紹介のときに、仕事を先に言っておいたほうが、これから皆さんが、打ち解けるものがあれば、言っていただく。例えば、救急隊員です。だから、体のことよく分かりますとか、介護をしていますので、そういうことだったら少し分かると思いますというふうな話があるので、私たちはやっています。少なくとも

も評議室の中では名前を呼んでいるところも結構あるようですね。

もちろん，法廷では何とかさんって呼ぶのは，それはもう守秘義務ですので，そこはお守りしておりますけど。

6 番

一つのチームですからね。

裁判官

そうですね。

6 番

やっぱり名前も知らないときは，チームにならないですよ。

司会者

他に何かご意見ございますか。

3 番

交通機関なんですけれども，私なんか，電車とか，もしくは高速で来るとかそういう頭しかなかったんですが，こういう交通機関がありますよ，ぐらいは，その個人の方に合った情報を流していただければと思います。

司会者

分かりました。

ほかにもいろいろと話は尽きないところはあるんですが，だんだん時間も押し迫ってきたので，最後に，これから裁判員裁判に参加する方たちへのメッセージをお一人お一人にお伺いしたいと思います。温かいメッセージでも何でもいいですね。何かいただけたらと思いますので，1番さんからよろしくお願ひしたいと思います。

1 番

私自身は，選ばれたらやったほうがいいですよ，絶対おもしろいからってお勧めしたいと思います。

2 番

私も同じです。貴重な体験ですので、ぜひ体験してほしいと思います。やはり皆さん最初に心配されるのは、その被告人から何かされるんじゃないかとか、何か家族に害が及ぶんじゃないかとか、そういうのがやはり心配なところがあるかと思うんですけども、私たちもそうだったんですけども、そういう話題が出たときに、裁判長のほうから、裁判が始まって何十年という歴史の中で、裁判官が襲われたっていうことはありませんので、安心して大丈夫ですよって言われて、私はちょっと安心しました。とにかく貴重な体験ですので、ぜひ皆さん参加してくださいというのが私の意見です。

3 番

「人には添うてみよ、馬には乗ってみよ」という諺がありますが、やっぱりこれも経験をして見たほうがよろしいかと思しますので、今後、このような機会があったら、まずは経験して、それから意見なりを述べられたらと思います。ぜひ、参加されるようにお勧めいたします。

4 番

この間の新聞で、茨城は最低みたいなんですね、参加するのが。ですから、そういうことがないように、とにかくいい経験だと思って、皆さんに広げたいと思っております。

5 番

呼出状が来た時点で、裁判に自ら参加していると思います。それが来ることによって、自分のところにも来たんだっていう思いと、自分を見つめ直すようなきっかけになると思いますので、まずは辞退をしないことを勧めておきます。

選ばれるかどうか、ここに来てみないと分からないんですが、まずは辞退をしないで来て、それだけでもまず参加したと、まず参加かなというふうに思います。辞退だけはしないでほしいと思います。

6 番

皆さんと一緒になんですが、逆に、特に国に注文したいことがあります。85%は「やりたくない」と言っているという比率を、じゃ、50%にするためにはどうするのか、どういうキャンペーンを持てばいいのかと。その辺の啓蒙活動をもっとやらなければだめだと思います。

例えば、「ガクケン」という言葉、ご存じですか。学生献血なんですよ。学生さん、是非献血してくださいというキャンペーンを学生さんがよくラジオを聞く時間帯にやっているんですね。これはなかなかおもしろい企画だなんて最近思ったんですが、やわらかい頭でどう比率を上げるかということ、少しは真摯に考えていただきたいと思います。

7 番

先ほど、反対だとかやりたくないという人がかなり多いということで、やってみると、95%の人が「やってよかった」と。ということは、一回やった人は、余り抵抗感っていうのがなくなってくる。じゃ、一番最初、まだやっていない人をいかに参加させるかっていうことが、まず大事だと思います。やはり、これが国民の義務ですよと言うならば、やっぱり意識の改革、意識の浸透というものを図っていかなきゃいけないと思います。

それには、これから成人して選挙権を持つような若い人、例えば高校生、中学生、そういうところへやっぱり国民の義務として、やっぱり義務を果たさなきゃいけないよということを、ある程度教育というか、何らかの方法で、そういう意識の浸透を図っていくことが、やはり必要じゃないかって思います。

そして、これから選ばれて裁判に参加する人には、自分の意見を言うだけじゃなくて、人それぞれみんな個人個人の意見がありますので、相手の話も評議でもよく聞き、そして、審理の中などでちょっと疑問を感じたこと、これは本当に私も思いましたけど、自分でつまらないことかなと思っ

でも確認する，そういうことは大事なんじゃないかと。これからやる人には，そういうことを気づいたときには質問するとか，確認するということが大事だと思います。

あと，被告人が事件を起こすに至った経緯とか，また，被害者の家族の立場とか怒り，やっぱりそういうものを考えていけば，本来の裁判員制度といますか，単に先例にとらわれない，民意を反映した判決っていうものが出るんじゃないかなって感じがしました。

司会者

ありがとうございました。

それでは，記者の方からの質問に移りたいと思います。まず最初は，記者を代表して，幹事社からお願いします。

茨城新聞

お疲れさまでした。茨城新聞です。

2番さんが裁判員をされた事件で，被告人が弁護人にも言っていない新事実があると法廷で話したことがあったんですか。

2番

はい。裁判員の一人が質問したことに，そういうことを被告人が言いまして，もう，みんな一瞬，えっ，ていう雰囲気になりました。

読売新聞

読売新聞です。本日はお疲れさまでした。

量刑を決めるにあたって過去のデータに影響を受けましたか。

1番

率直に言って，量刑データには，かなり引っ張られたと思います。みんな，ちんぷんかんぷんで，えーっ，どのぐらいって言ったってわかんないよねー，やっぱり何か今までのデータは知りたいねっていう声がありました。

2 番

データは、やはり一番に決める材料になりましたし、検事の求刑も参考にしたところはあると思います。

あとは、殺人未遂か殺人か傷害かで大体、その法的な罪の重さっていうんですか、そういうのがあるというような話をされたときに、えっ、と思うような認識、法律的なものと一般の人の認識的な違いというか、法律的には、こういう量刑なんだなっていう、何かそういったことがあったような気がします。

3 番

検事さんの求刑とデータを見て、その上で個人でどのあたりかという判断をしないと、私みたいな素人にはわからないので、必要だと思います。

4 番

再犯のことを考えると、妥当かなと思います。

5 番

最高刑は死刑まであるわけですよ。死刑まである中で、求刑を検察官が出してきた。こういう事件だったら、この辺が一番妥当なんだろうという判断にはなったと思います。

6 番

冒頭陳述から評議に至るまで、非常に深い議論ができたとは思っています。その中で、データに引きずられない、あるいは、恣意的誘導性のない形で、被告人が何でこんな事件を起こしたのかという動機も含めて、普通の一般庶民の判断が私はできたというふうに確信しています。

7 番

裁判員制度を導入したというのは、国民の目線でと言いますが、言いかえれば、国民の感情、民意を反映できるかどうかっていうことだと思います。単に今までどおり、先例によって何年だから何年ということだった

ら、一般の人が入る必要は何もないと思います。ですから、求刑を上回る判決があっても、私は当然だと思いますし、場合によっては、やむにやまれない事情があれば温情ある判決になっていいと思います。

ですから、必ず先例が何年だから何年じゃなきゃいけないっていうのはとらわれたくないし、私もそれを先に出されるのかなと思って、ちょっと心配したところあるんです。でも、それはあくまでこういう事件ですと、こういう前例としてありますよといった、本当にあくまでも参考にした程度ですから、それに引っ張られたということはありません。

読売新聞

殺人未遂事件で、傷口のカラー写真を見たということなんですが、福島ではそれを見て具合が悪くなったっていう方が国を相手に裁判を起こした例もあります。

事実関係をきちんと把握するためには、基本的には見たほうがいいという認識でいらっしゃるんでしょうか。

3 番

選任された時点で、事件の内容が配られるんですが、その時点で、どうしても、そういうものを見なくちゃならないから、自分はまずいというときは、裁判所のほうから先に言っていただいて、見ても大丈夫という人だけを、選ばれるようにされればと思います。事実は見るべきとは思うんですけれど。

2 番

個人的に私はそういうのが割と平気ですので、どういう証拠が出てきても何ら生活とか精神面に影響を受けるところはないと思います。ですから、個人差によるところが大きいと思いますし、もし、そういうのがだめであれば、今回はコンピュータグラフィックスとかそういうもので十分、怪我の具合はわかったので、そういうものでも判断はできるのではないかなと

思いました。

4 番

事前に裁判長が、こういうものが出てきますから、と打診されたので、覚悟はしていました。

読売新聞

6番さんが、被告人の奥さんに出てきてほしかったという話がありましたが、法律の専門家は大丈夫だと思ったとしても、現に人には、調書じゃなくて、きちんと出てきてほしいということでしょうか。

1 番

もし聞けるものならば、やはり生の声のほうが良いと思います。

2 番

私が担当した事件は、被告人も被害者も出てきました。今思うと、被告人を見たときと、被害者の意見が出たときと、それぞれに対する印象がかなり変わったので、そういう点では、本人が出てきて証言したほうが、一般的には正しい判断ができるのではないかなと思います。

3 番

被害者の方は、被告人と直接顔を合わさないようにすることもできるみたいなので、やっぱり生の声を聞くには出廷してもらったほうが良いと思います。

4 番

私も、生の証言のほうが良いと思います。

5 番

できる限り、出てきてもらったほうが良いと思います。

6 番

我々はジャッジするわけですから、ジャッジする人間が、証人の生の声を聞かなくて何がジャッジできるのかと、率直にそう思います。

ですから、裁判官、弁護士さんや検事さんが、いろいろ調べて、これでいい、出てこなくていいよと言うのは、いってみれば上の判断じゃないですか。市民目線、庶民の判断、しかも法律に詳しくない我々がジャッジする上では、ありとあらゆる証拠を、たとえ時間がかかってもいいから出してほしいというのが、率直なところですよ。

7 番

私の担当した事件では、相手の女の人は出てこなかったわけなんですけど、結果的には話していただいても、この事件に関しては影響なかったと思います。

司会者

最後に検察官、弁護士、裁判官からお願いします。

検察官

本当にありがとうございました。大変勉強になりました。感想めいたことにはなりますが、大きく分けますと二つありまして、今、まさに証人の話が出ましたけれども、証人に出ていただけるかどうかというのは、ちょっといろんな事情がありまして、ここで申し上げると出ていただけなかった理由が台無しになってしまうので言えないという場合もあるんですけども、感じましたのは、その過程が全然わからなくて、やっぱり皆さんご不満に思われているんだなというところを強く感じました。そこをなかなか説明する機会がないのかもしれないかもしれませんが、それ自体は、やっぱりストレスを感じたまま裁判が終わっているんだなというのを感じましたので、その点、非常に考えるところがありました。

それから、85%の方がやりたくないって言う冒頭の所長からのお話、それから、3番さんがおっしゃったかと思いますが、勤務先の理解が最初薄くてご苦労されたりということがありましたけれども、こういうお話を聞くと、話題に出ていましたが、広報といいますか、皆さんに理解してい

ただくということについて、裁判員裁判を立ち上げたときに比べて、ちょっと熱気が下がっているところが否めないような気もしますので、引き続き、きちんとやっていかなきゃいけないというのを改めて思った次第です。

本日のことは検察庁に持ち帰りまして、情報共有をして、冒頭でも申しました今後の糧に本当にしたいと思っております。本当に本日はどうもありがとうございました。

弁護士

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。今回、裁判員の皆様から初めて生の声を聞かせていただきまして、裁判員の方々がどのようにして裁判員に取り組まれているのかということがよくわかりました。

本日お話を伺って強く印象に残ったのは、弁護士、弁護側の立場だけで申し上げますと、弁護側の行動が皆様にとってどのような印象を持たれているのか、そのようなことについて、もっと意識を持たなければならないなど痛感しました。例えば「声が小さい」、これについては、本当にゆゆしき問題だと思います。あれだけ大きい法廷ですので、そのことを十分意識して、ただ、ぼそぼそと話すのではなく、聞く人などのことをちゃんと把握、痛感して、分かってもらえるように努めていければと思っております。

あと、私の事務所は牛久なんです。本日のお話の中で、負担のところ、皆さん、交通のところ結構難儀されているという話を伺いました。その点につきましては、ここだけの話ではないですし、そういう問題についても考えていきながら、もっと皆さんがやりやすい、そして、皆さんがやって本当によかったと思えるような、よりよいものにしていこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。最後になりますが、改めて本日はありがとうございました。

裁判官

最後になりましたけれど、本当に長時間、ご苦勞様でした。皆さんの中

でやっぱり、裁判官の常識と一般の方の常識がずれているというお話が、一番本日は強烈でして、分かっているようで、裁判官として、これ当然だなと思っていても、皆さん方に分かっていただけでないところとか、例えばBGMの話とか、なかなか裁判官はそこまで気が回らなくて、ストレスをおかけしている場面がまだまだあるんだなというふうに本当に反省しております。

「ガクケン」の話をされて、非常に、それ知っているよと思ったんです。知ってるよと思ったのは、「ガクケン」って、いわゆる「科学と学習」の学研だろうと思ったんですけれども、学生献血という言葉すら、何も知りませんでしたし、PRの仕方なども非常にいい例えをしていただいて、非常に参考になりました。

裁判員制度について、ほかの人に勧めますかっていうことをお聞きしたら、皆さん、勧めます、勧めますということで、PR要員ばかり集めたような感じになってしまったんですけれども、やっぱり、実際に参加されて、本当に、行く前は食わず嫌いっていうか、怖い怖いというイメージが先行していたけれども、やってみれば、よかったっていう実感を、本当に本日は具体的な言葉で語られていましたので、周りの方で、どうしようかって迷っている方には、背中を押す言葉をかけていただければと思います。

本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

司会者

本当に本日は貴重なご意見や、お話をありがとうございました。

これで、意見交換会を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。